

企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン) 等の一部改正(案)の概要

I 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部 改正(案)

- ・ 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しに伴い、所要の規定を整備する(企業内容等開示ガイドライン 2-4、23-14)。
- ・ その他、所要の規定の整備を行う。

II 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(特定有価証券開示ガイドラ イン)の一部改正(案)

1. 発行登録制度

所要の規定の整備を行う。

2. 目論見書制度

- ・ 投資信託受益証券の目論見書について、交付目論見書と請求目論見書を同時に交付し、又は一冊に合冊したものを交付することができる旨を規定していますが、投資者に分かりやすい交付目論見書とするため、交付目論見書の記載内容を大幅に簡素化する今般の改正の趣旨に照らし規定を削除する(特定有価証券開示ガイドライン 15-3)。
- ・ その他、所要の規定の整備を行う。